

第 27 回京都府後期高齢者医療協議会の開催結果について

後期高齢者医療協議会を令和 6 年 1 月 15 日（金）、以下のとおり開催しましたので御報告します。

1 開催日時

- (1) 日時 令和 6 年 1 月 15 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時
- (2) 場所 キャンパスプラザ京都 2 階ホール
- (3) 委員 委員名簿のとおり（出席者 10 名、欠席者 2 名）

2 議題等

- (1) 後期高齢者医療制度の運営状況について
 - ① 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の決算状況について
 - ② 被保険者数、医療費等の推移について
 - ③ 保険料収納率の推移について
 - ④ 健康診査受診率の推移について
 - ⑤ 市町村における独自の取組状況について
 - ⑥ 給付の適正化の取組について
 - ⑦ 令和 6・7 年度の保険料率について
 - ⑧ 高齢者保健事業と介護予防等の一体的実施の推進状況等について
 - ⑨ 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画及び第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について
- (2) 後期高齢者医療制度の動向について
 - ① 後期高齢者の窓口負担の影響
 - ② マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
 - ③ 子ども・子育て支援金制度の創設について

3 委員からの主な意見等（○…委員、→事務局）

- (1) 後期高齢者医療制度の運営状況について
 - 第三者者求償について、交通事故の場合、医療機関で分かるのではないかと。また、最初から保険を使用しないことで、確認作業等の事務処理が不要になるのではないかと。
 - 医療機関で確認し、レセプトに第三者と記載いただくこともある。また、第三者加害案件であっても保険を使用されている方もいる。なお、1 つの医療機関でなく、複数の医療機関や薬局などを利用することもあり、事後のチェックが欠かせなくなっている。

 - 自損事故の場合はどうなるのか。
 - 自損事故も保険適用となる（危険運転や飲酒運転を除く）。

- 重複服薬相談事業について、京都市内なぜ4区だけでの実施か。
- 対象地域を順次拡大しているところであり、今後も拡大をしていく。

- 保険料収納率について、市町村によって多少ばらつきがあるが、どのような理由が考えられるか。
- 各市町村で業務を担っていただいているため、地域性に加え、近年は、徴収業務を担う職員が不足しており、税や国保料の収納は、京都市を除き税機構で行っている。市町村で徴収業務を行うのは後期高齢者保険料のみとなっており、市町村の体制の問題でも差が出てくる。

- 徴収できていない金額はどの程度か。
- 現年分及び滞納繰越分の未収額は4ページに記載のとおり。

- 北部は比較的がん検診含め、健診受診率が高いと認識している。宮津市、京丹後市など10%代であるが、どのような理由が考えられるか。
- 原因等については把握していない。

- 保険料は同一であるが、一人当たりの給付費に市町村間でばらつきがあることについて、被保険者等から意見はないか。
- 地域間の差は縮まっており、特にそのような声は聞いていない。一人一人の保険料にも差がある中、医療給付費だけで判断するのは難しい。
- 必ずしも医療機関の偏在と一人当たりの医療給付費が一致しているわけでもない。日本の医療制度は、保険者単位で保険料を決定する仕組みになっており、例えば被用者保険であると、東京都心在住であっても離島に住んでいても、報酬が同じであれば、同じ保険料を負担する仕組みとなっている。ひとつの考え方として、報酬や所得、世帯が一緒なら保険料も同一であるという決定方法は平等であると考えている。

- 通いの場の設置状況はどうか。
- 13ページ(R5実績)及び14ページ(R6計画)のとおり。
- 人口に比し、京都市の数字が低いがなぜか。
- 京都市全域にポピュレーションアプローチの取組みを進めているところであり、まだ過渡期であるため。

- (2) 後期高齢者医療制度の動向について
 - 子ども・子育て支援金は、どのような形で負担することになるのか。
 - 具体的にどういう形で負担するかはまだ決まっていないが、保険料と別建てで一緒に徴収すると聞いている。また、一人当たりの額はあくまで人数で割り戻した金額であり、それぞれの負担額は今後示されることになる。

 - 高齢者施設に入所している人のマイナ保険証の取り扱いについて、問

- い合わせはないか。
- 高齢者施設の職員からマイナ保険証を入所者からは預かれないといった相談がある。そのような対応が難しい方については、申請により資格確認書を発行する旨説明している。

 - 認知症新薬 308 万円かかるという新聞記事が昨日でていたが、こうなると、今後の保険料率がどうなるのかと心配している。2年前に2割負担が新たに設けられたが、これ以上後期高齢者の負担が大きくならないよう、お願いしたい。
 - 1箇月の負担額の限度額が定まっており、超えた分は保険給付することになる。

 - 2割負担の影響が18ページにあるが、健康にどう影響があったかが大事と考える。
 - 厚生労働省のこの研究では、どういった病気の受診に影響があったかも含まれており、白内障などの目の病気は影響が大きかったが、重大な疾病に係る分には影響は少なかったという結果が出ている。

 - 後期高齢者のマイナンバーカードの発行率はどの程度か。
 - 9月時点で57%程度となっている。

 - マイナ保険証を医療機関で使用しようとしたらシステムエラーで利用できなかった話を以前聞いたことがあるが、現在はどうか。
 - 保険者側の紐づけ誤りの問題と、医療機関側の読み取り機のシステムの問題の二つがあるが、前者は概ね解消され、システムの的にもチェックする機能が設けられた。また、医療機関側のシステムの問題も徐々に解消されていると聞いている。どちらにしても、医療機関で本来の負担割合で済むよう、国において対策が講じられている。

 - 資格確認書は有効期間が来れば、自動的に送られてくるのか。
 - 現在の保険証の有効期間は令和7年7月31日までとなっており、マイナ保険証を持っていない方には、職権で資格確認書を発行する。

 - 資格確認書の有効期間がどれくらいか。
 - 負担割合が毎年見直されることから、後期高齢者については、保険証の時と同様、資格確認書も1年毎の更新になる。

 - 毎年一定数の方に対して資格確認書を発行することになるのか。
 - 今のままであると、約4割の方に発行することになる。
また、マイナンバーカードは持っているが保険証利用が難しい方、例えば障害のお持ちの方などについても申請により資格確認書を発行することになる。